

業債第6号（例）

2023年3月20日

代 理 店
国 債 代 理 店 御中
国債元利金支払取扱店

日 本 銀 行 業 務 局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）の施行により、所得税法（昭和40年法律第33号）の一部が改正されたことに伴う規程整備の観点から、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 3 2 1 ④（記載例を除く。）中、「磁気テープ」を削る。

- 3 2 1 の 参考 ②中、「磁気テープ」を削る。